

ジェネリック医薬品にかえてみませんか？



ジェネリック医薬品って何？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬の特許期間が切れたあとに販売されるお薬のことです。新薬の2～8割という安価で購入できるため、お薬代の負担を軽くすることができます。



ジェネリック医薬品差額通知をお送りします
国民健康保険の被保険者で、処方されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる方に、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしていますので参考にしてください。
通知発送時期：10月下旬、2月下旬の年2回

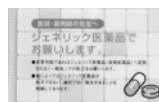


どうして安い？

新薬を開発するには、長い時間と膨大な開発費用がかかるため、価格も高くなります。ジェネリック医薬品は、開発後期間が経過した新薬と同じ成分で製造されるため開発費用が抑えられる分、低価格になっています。



ジェネリック医薬品を希望するときはジェネリック医薬品への変更希望を医師や薬剤師に相談してください。言いにくい場合は「ジェネリック医薬品お願いケース」などを保険証や診察券と一緒に出せばスムーズに意思表示できます。



◀ジェネリック医薬品お願いケース
保険医療課（市役所1階）5番窓口で国民健康保険に加入している方へお渡ししています。



本当に安全？

効き目や安全性については、新薬と同じ有効成分を使っており、基本的に違いはありません。薬事法により国の厳格な審査を経て製造、販売が認められているので、安心してお使いいただけます。



留意していただきたいこと

薬によっては、ジェネリック医薬品がない場合もあります。また、患者さんの症状や体質によって医師の判断によりジェネリック医薬品の使用が認められない場合や、医療機関の状況によって対応できない、もしくは取り寄せとなる場合もあります。



問合先 保険医療課 Tel.28-8016

住民票・印鑑登録証明書の時間外交付の廃止について

令和6年1月9日(火)から、住民票等各種証明書のコンビニ交付を開始します。
コンビニ交付の開始に伴い、現在行っている住民票・印鑑登録証明書の時間外交付は**令和6年2月末**で終了します。
なお、税務課で取り扱っている税証明の時間外交付については、3月以降も引き続きご利用いただけます。



コンビニ交付とは

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で戸籍や住民票などの各種証明書を取得できるサービスです。
詳しくは、広報たきかわ12月号でお知らせします。

3月以降、開庁時間内に窓口に来ることができない場合

コンビニ交付、委任状による窓口交付等をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合先 市民課 Tel.28-8015